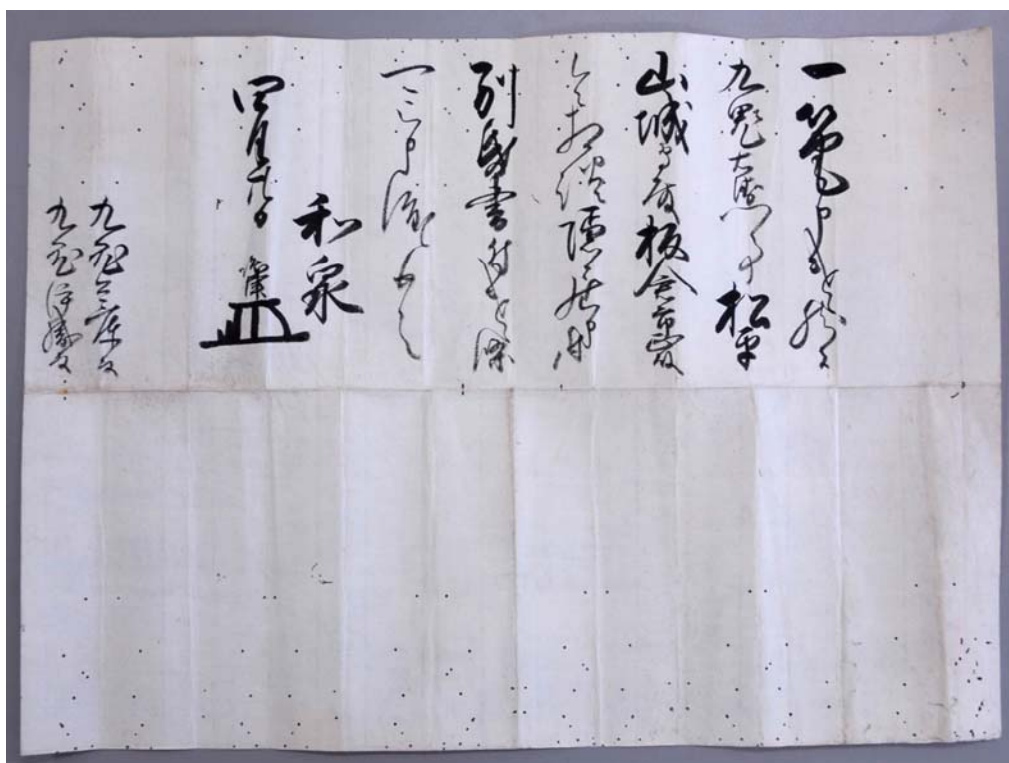


『三田市史』第4巻近世資料（166頁63号）

九鬼隆律書状（年未詳） 三田市所蔵九鬼文書



一筆申遣候、然は
 九鬼右衛門事松平
 （重治） （重大）
 山城守殿・板倉市正殿
 令相談隠居申付候、
 別紙書付遣候条
 可被申渡候、謹言

和泉
 （九鬼）
 四月廿日 隆律（花押）

九鬼兵庫殿
 九鬼伊織殿

○この史料は三田藩主九鬼隆律が国元の家老・組頭九鬼兵庫・同伊織あてに発した折紙（和紙を横に半折した体裁）の書状です。法量はたて 51.6cm よこは 37.2cm あります。文中にみえる松平山城守（重治）は当時将軍と諸大名との取次ぎにあたる奏者番、板倉市正（重大）は江戸城の警備隊長ともいうべき大番頭の役目にあつた人物です。内容は三田藩主と松平・板倉両名との相談の結果、三田藩家老の九鬼右衛門に隠居を申し付けることとなつたので、その旨を当人に申し渡すようにというものです。

この史料には年号がありませんが、市史第4巻近世資料の36号史料「三田藩九鬼家臣系譜」（36号）の九鬼右衛門の項をみると、寛文10年（1670）7月14日「役義訴訟ノ品悪シキヲ依テ免許之、ニツ物成リニ被申付」という記事がみえ、また九鬼伊織には寛文10年「家老并組頭役被仰付」とあるので、この書状は寛文10年のものと思われます。

（三田市総務課市史編さん担当）